

県西教育事務所だより

「学校に元気を 先生方に自信と勇気とやる気を 子どもたちに夢と生きる力を」 令和8年7月14日発行(第2号)



「未来を拓く学びの展開」と「非認知能力の育成」を取り入れた

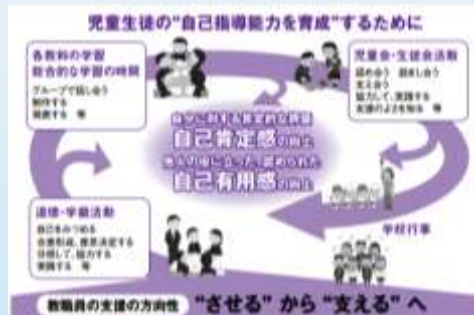
授業改善を通して、生きて働く知識とするための指導の充実へ



今年度も引き続き、「未来を拓く学びの展開」(試行錯誤、アウトプット、まとめと振り返りの重視、ICTの効果的な活用)と「非認知能力の育成」(自分を高める力、自分と向き合う力、他者とつながる力)を取り入れた授業改善をお願いいたします。

先日実施した管内生徒指導関係教員研究協議会では、「自校の生徒指導・生徒支援を充実させるために、今後取り組んでいきたいこと」として、「非認知能力の育成」を挙げた先生方が多く見られました。非認知能力とは、自己肯定感や忍耐力など、数値では測りにくい力ですが、**児童生徒が学びに向かい、よりよく成長していくために重要な力**です。また、**非認知能力は、「認知能力(学力)」を伸ばす土台となる力**と捉えることができます。日々の授業を行う際には、「未来を拓く学びの展開」と「非認知能力の育成」の視点を関連付けながら授業づくりを進めてください。その際、「どのような活動を通して、どのような力を育みたいのか」を授業者自身が明確にもつとともに、児童生徒がそのことを意識しながら学習を進めていけるようにしていくことが重要です。そのような実践を継続していくことで、**学習した知識・技能を活用して、生きて働く知識の習得につながる授業改善**を、各校で積極的に進めていただきますようお願いいたします。

詳細は、QRコードから確認いただき、ぜひ積極的に御活用いただきますよう、お願いいたします。



【学びに向かう力を
育む授業づくり】



【学校教育指導方針の
活用について】

※教育情報 NW のアカウントでログイン

特別支援教育

特別支援教育の充実に向けた重点事項

令和8年度の重点事項を下記に示しました。重点事項の充実に向けた取組を、各学校において進めることで、障害のある児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けて、一人一人の生きる力を培う教育の充実を図っていただきますようお願いいたします。

重 点

適切な学びの場の検討に至る 段階的なプロセスの進め方

通常の学級において、学級全体に対してわかりやすい授業の工夫を行う

学習指導要領解説
「指導計画の作成と内容の取扱い」参照

ICTを含む合理的配慮の提供、
特別支援教育支援員の配置等により、十分に学べるか検討する

特別支援学校のセンター的機能の
活用や外部の専門家と連携しながら
支援する必要があるかを検討する

自立活動など特別的教育課程が編
成できる通級による指導や特別支
援学級の必要性を検討

特別支援学級における 教育課程の編成の在り方

児童生徒が各教科等の授業内容が分かり
学習活動に参加している実感・達成感をも
つ、充実した時間を過ごすことができる。

- ✕ 大半の時間を通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態等に応じた指導を十分に受けていない。
- ✕ 交流及び共同学習で通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていない。
- ✕ 機械的かつ画一的な教育課程が編成されている。
- ✕ 児童生徒の実態に応じた教育課程が編成されていない。

自立活動の指導と各教科等の指導との 関連を踏まえた授業改善



各教科等の
学習等の

障害による学習上・
生活上の困難



自立活動の
指導

障害による困難の改善・
克服するための指導



各教科等の
学習等の

指導効果を各教科等
の学習や日常生活の
様子から検証

- ✓ 障害による困難さにアプローチする指導になっているが、(単なる各教科の遅れを補完するための指導になっていないか)
- ✓ 活動手法ありきではなく、困難さの背景要因が考慮された指導内容になっているか。
- ✓ 関係教職員の情報共有連携ができているか。
- ✓ 子供自身が指導の意義やねらい、指導の効果について振り返っているか。

教職員のための「初期聴取」ガイドライン

児童虐待等で子供が発するSOSを適切に専門機関（警察・児相）へつなぐため、教職員が行う最初の聞き取り「初期聴取」のポイントをまとめました。子供の記憶を汚染しない「聞き方」と「記録」が重要になります。

「私たち教員は、子どもたちの虐待や抱える問題に気づく『第一発見者』であり、SOS を直接打ち明けられる『最初の相手』になることがとても多い存在です。だからこそ、いざという時に一人で抱え込まず、学校全体で迅速に、そして適切に動くことが求められます。以下のポイントについて全職員で共通の理解を持って、全員が迷わず連携して動ける体制を構築してください。

4つのステップで解決へつなぐ

1. 被害発生

2. 初期聴取
(先生による
最初の聞き取り)

3. 司法面接
(専門家による
詳細な聞き取り)

4. 裁判

※ 初期聴取は裁判の重要な証拠になる。
裁判では「何を聞いたか」ではなく
「どのように聞いたか」が問われます。

実践！正しい聞き取り

◎ 子どもの自発的な報告を促す
「オープン質問」

「ここ、
どうしたの？」
「何があったの？」
「それから？」
「その後
どうなったの？」

子どもが自由に話せる聞き方を選びます。

× 記憶を歪めてしまう
「誘導質問」

「お父さんに
叩かれたの？」
「こう叩かれたん
じゃない？」

YES/NOで答える質問や先入観に
基づいた質問は避けてください。

記録の残し方

逐語記録：言葉通りに「そのまま記録」する



逐語記録の例

子供：昨日パパがね
先生：うん、どうしたの？
子供：頭パンって叩いたの
先生：うん、それから？

先生の問いかけと
子どもの答えを、
省略せずに会話形
式で記録します。

聞き取りの範囲：
「だれが、何をしたか」まで



「パパが頭を叩いた」と
いった基本事実が確認
できれば十分です。詳細
を突き止める必要はあ
りません。

聞き取り回数：「原則1回」



何度も聞く負担になり
記憶も曖昧になります。
確認後すぐに児相や
警察へ。

人事課 令和8年度 第1回管理職研修会

6月9日（火）、県西生涯学習センターにおいて「令和8年度第1回管理職研修会」を開催しました。本研修会は、学力向上や人材育成、服務規律の確保等に関する講義・研究協議を通して、「すべての子どもの可能性を引き出す活力ある学校づくり」に向けた管理職としてのマネジメント力向上を図ることを目的としています。

全体会では、服務規律の確保や適正な事務処理、未来を拓く学びの展開、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励などのテーマで講話が行われました。特に「適正な事務処理について」では、筑西市立協和中学校の谷中邦江学校主査を講師に迎え、学校徴収金の不適切な事務処理の防止と会計の透明化に向けてのご講話をいただきました。昨年度改定された「学校徴収金ガイドライン」が目指す「キャッシュレス」「ダイレクト」「協働・チーム」の3つのキーワードをもとに、現金を扱わない仕組みや組織的なチェック体制、定期検査の重要性など、事務職員の視点から安心・安全な学校運営のためのポイントが分かりやすく示されました。今回の内容を踏まえ、各校の学校徴収金取扱要項等を改定し、事故防止に努めていただきたいと思います。

分科会では、「服務規律の確保（校長）」「適正な事務処理（副校長・教頭）」、選択テーマの「学力向上」「人材育成」について話し合い、以下のような実践が紹介されました。

- ・『行動別分類表』による嗜好・飲酒量の把握、リスクの見える化と面談への活用（校長部会）
- ・コンプライアンス標語カレンダーによる意識向上（校長部会）
- ・各学年への会計担当・確認者配置と、事務職員のコーディネートによる組織的会計管理（副校長・教頭部会）

今回の研修で共有された素晴らしい実践をヒントに、全教職員で知恵を出し合いながら学校改善の計画をブラッシュアップし、子どもたちの可能性を引き出す教育活動へとつなげていただきたいと思います。

